

江戸川区児童相談所一時保護課

一時保護所の子どもたちの生活・支援に関する
第三者評価
報告書

(令和4年度2月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

J-Oschis
日本児童相談業務評価機関

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

一時保護所の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で江戸川区児童相談所一時保護所の子どもの生活・支援に関する第三者評価を実施した。

●評価の方法

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）」（平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 一時保護の第三者評価に関する研究）（以下ガイドライン）により、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・自己評価アンケート

64 項目について、一時保護所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・こどもアンケート

アンケート実施期間内に当該一時保護所へ入所中のこどもに対してアンケートを実施した。回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要（福祉行政報告例）、組織図、業務分掌、勤務表、時間外勤務実績、年次有給休暇実績、平面図、事業計画（行事計画、研修計画等）、子どもに対する説明資料（権利ノート、生活のしおり、日課表、学習時間割表） 等

3 実地調査

- (1) 申し送り会議への立ち合い
- (2) 施設見学
- (3) 全体状況について聴き取り(所長、マネジメント層より)
- (4) 新人職員ヒアリング(経験年数の少ない保育士、児童指導員、心理士を各1名以上含む、計3名)
- (5) こどもヒアリング(当日、呼びかけに応じてくれたこども)
- (6) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	やや適切さにかける 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	適切ではない、または実施されていない 「B」以上の取り組みとなることを期待する状態

— 目次 —

一時保護所の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法	1
目次	3
総評	
総評	5
第Ⅰ部 子ども本位の養育・支援	7
第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備	9
第Ⅲ部 一時保護所の運営	11
第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	13
第Ⅴ部 一時保護の開始及び解除手続き	15

総評

(2022年10月24日(月) 実地調査実施分)

総 評

一時保護職員それぞれが子ども一人ひとりを権利の主体としてとらえ、子どもの視点から権利擁護に取り組む姿勢を保ち、その子どもの最善の利益を図ろうと高い意識を持っている様子がうかがえたことが、一時保護所の求められる姿として高く評価できます。

一時保護所施設内の随所に、そして様々な取り組みの中に、独自の理念である「安全な生活」「明るく温もりを感じ心穏やかに過ごせる場」「個の実情に応じた専門的対応」が、一時保護所職員の不断努力によって具現化されていることは、極めて高く評価できます。

この高い意識を今後も継続・促進するとともに、新たな課題についても、既存の概念にとらわれない、子どもの権利擁護ファーストとする先駆的取り組みのさらなる創出を強く期待します。

一方で、一時保護期間の長期化や、一時保護所職員と児童福祉司・児童心理司等との意思疎通に課題がみられました。これらの課題に対しては、児童相談所全体としての取り組みを期待します。

取り組み主体	課題、取り組むべき事項、具体的な取り組み内容の提案 等
職員	<p>日々の生活や学習、個別での支援場面において、自ら掲げる理念を共有し、一丸となって具現化を目指す日々の実践は、社会的養護を要する児童に対して求められる優れたものであると考えます。</p> <p>今後も、この高い意識を維持し、必要とされる新しい研修の導入や、退所した子どもも含めて、子どもの意見に耳を傾ける、より質の高い運営やケアを目指していかれることを期待します。</p>
児童相談所 (一時保護所)	<p>日々の実践から得られた優れた経験を一時保護所職員全体で共有できるよう、研修などの仕組みを整えることで更に質の高いケアが実現できるものと思われまます。</p> <p>観察会議のようなアセスメントやケアを協議する場には児童福祉司や児童心理司の出席を、また、援助方針会議等の子どもの援助方針決定に関する会議に一時保護所職員の出席を積極的に促し、一時保護所と援助課がシームレスな連携・協働ができるよう児童相談所全体として努められることが必要と思います。</p> <p>一時保護ガイドラインが求める一時保護児童の在籍校への通学を可能とするためには、一時保護所からの通学支援、あるいは、小学校区毎に一時保護を専門に対応する里親の配置や一時保護専用施設、サテライト型一時保護所などの、次のステージへの取り組みを期待します。</p>

<p>江戸川区 特別区 東京都</p>	<p>一時保護所入所期間の長期化が懸念されます。里親、施設の受け入れ可能人数を増やすよう、東京都、他の特別区とも協働しながら、社会的養護全体の質と量を改善していただきたく思います。</p> <p>特別区児童相談所と東京都児童相談所における一時保護児童については、どの一時保護所であっても等しく児童の最善の利益が優先して考慮されることが求められます。他の児童相談所との連絡会議等を通じて、本一時保護所の実践を紹介するなど働きかけられることを期待します。</p> <p>児童福祉施設へ措置される場合、子どもが事前に施設見学等を行うことができない事態がみられました。子どもの動機形成等に事前見学は不可欠であり、子どもが意見表明をするための前提情報が与えられないことは相当ではないため改善を望みます。</p>
<p>国</p>	<p>本一時保護所の実践は、一時保護ガイドラインの理念を具現化した優れた実践と思われます。今後、国として一時保護所の運営基準を作成するにあたって一つのモデルケースとして参考にさせていただくことと共に、一時保護ガイドラインが求める一時保護所の在り方として、本一時保護所の取り組みを全国に周知することは、より良い一時保護所づくりのモデルとして参考になると思います。</p> <p>なお、一時保護所の今後の方向性としては、小規模な家庭的養護を実現する必要があります。そのためには、より一層の人員の配置が不可欠なため、国として十分な財政的な支援を求めます。</p>

第 I 部 子ども本位の養育・支援

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

- ・ 子ども一人ひとりを権利主体としてとらえ、その権利擁護において一時保護職員一人一人が子どもの視点に立って、高い意識を持ち一丸となって取り組んでおり、一時保護所の求められる姿として高く評価できます。
- ・ 設置から3年目に入り、これまで2年間の中で取り組みができなかった問題や改善が必要と考える点を職員それぞれが意識し、例えば在籍校との連携等の取り組みをするなどして、さらなる子どもの権利擁護の向上を目指しています。この高い権利擁護意識が人事異動による影響を受けることなく、職員のマインドレガシーとして引き継がれていくことを期待しています。
- ・ 子どもの意見表明権を確保すべく、意見箱・こども会議・外部機関に所属するアドボケイトによる訪問・児童福祉審議会への手紙等の機会を設け、子どもがそれぞれを活用できる環境設定をしている点は高く評価できます。一時保護所に新たに入所した子どもに対して、アドボケイトが随時説明をしている点は大変優れています。子ども会議についても、出された意見について速やかに対応する姿勢は評価できます。
- ・ 一方で、意見箱はあらゆる箇所に設置され、施錠された金属箱ではありますが、手で持ち上げることが可能である上に固定設置されておらず、中を覗くことができるため、投函物の記述内容を誰でもが読むことができる可能性が否定できない点は、改善が必要であると考えます。また、子どもは速やかにフィードバックされることを期待していると思われるので、週に1回ではなく、毎日意見箱の中を確認することが望ましいと思います。意見箱の中身を確認する人が、一時保護所職員ではない職員（管理職）が担当する方が、より中立性公平性を担保できるでしょう。
- ・ また、一時保護所に特化した子どもの権利ノート（一時保護所版）の作成や、子ども会議の開催頻度を増やすことなどにより、より子どもの権利擁護に資する運営方法を期待しています。
- ・ 子ども自身の一時保護や面会交流制限等についての意見については、子どもの意見と児童相談所の意見が異なる場合（一時保護に納得をしていない年長児童など）には、児童福祉審議会のような第三者的な立場による審議、それを踏まえた子どもへの説明など、児童福祉審議会を活用した仕組みづくりを検討していただき、子どもの意見を聴くだけでなく、その意見に対する丁寧な対応についても検討をしていただきたく思います。
- ・ 入浴やトイレの利用について、性的なアイデンティティに配慮した動線の確保や個別対応可能なスペースが確保されており評価できます。
- ・ 集団生活をする場合には戸籍上の性別により一律に分けられている点については、子どもが性的アイデンティティについて傷つくことのないよう、男女別としない小規模なユニット制の導入など、さらなる対応を期待します。

- ・ 通学については、義務教育年齢の小中学生の教育権を保証するためにも、児童相談所から送迎が可能な距離にある学校に在籍する児童の通学支援、あるいは、小学校区毎に一時保護を専門に対応する里親の複数配置や一時保護専用施設、サテライト型一時保護所などの対応を期待します。
- ・ 一時保護所のしおりにおいて子どもの権利や生活のルールを説明していますが、年齢層の広さを考慮すると、その理解力などの発達に応じた内容や方法による記載が必要であると考えます。また、権利の記述内容については、一時保護時に限られたものではないことから、しおりから分冊し、退所時に持ち帰ることができると望ましいと思います。
- ・ 生活ルールについては、壁等への掲示は一切なく、居室に配置されたルールブックを用いて必要に応じて説明対応をしている点は高く評価できます。一方で、ルールの運用については、職員の対応の相違が児童の不満や不穏を招くことになるため、内容の簡素化やルール追加の協議・周知など職員の共通認識がなされることに期待します。
- ・ 里親委託や施設等への措置が必要な子どもについて、入所可能な施設や里親が少ないことから一時保護期間が長期化する傾向があります。施設や里親の拡大を検討し、一時保護の長期化による子どもの学習権等が侵害されないよう、東京都・江戸川区に対して改善を望みます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	S
No.2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	A
No.3	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A
No.4	保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	C
No.5	保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	B
No.6	保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	A
No.7	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	A
No.8	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A
No.9	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A
No.10	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	A
No.11	性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	S
No.12	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	S
No.13	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	A
No.14	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	A

第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

- ・ 2階の居室、ホール、入浴施設、1階のリビング、食堂、学習室などの設備や生活環境は、子どもの個別性やプライバシーが尊重されると共に、子ども同士や子どもと職員とのコミュニケーションの機会、職員がすぐに対応できるような安全面にも配慮された空間となっており、適切に整備されていました。
- ・ 居住空間である2階のホールは丁寧に整えられており、快適に過ごしやすい空間となっていました。このことは、子どもにとっては自分が大切にされている感覚を覚えることができると思います。また、活動空間である1階のリビングにはグッズや飾り付け、音楽室が設置されるなど、余暇活動を促す空間になっていました。各フロアの特徴が、子どもの1日の生活に合わせた、よく考えられたものであると感心させられました。
- ・ 居室は個室を基本としており、その個室も十分な広さが確保され、ベッド、テレビ、机が設置され快適な空間となっています。子どもにとっては、プライバシーが守られた安心な空間になっていると思われます。また個室を基本としながらも、きょうだい児童と一緒に利用できる工夫もされており、子どものニーズに柔軟に対応できる点も高く評価できます。
- ・ 居室からドアを開けると常に職員がいるという配置は、職員を身近に感じられるという安心感を保障するものです。また、職員からするとホールから居室を見まわすことができ、何かトラブルがあった際の介入がしやすい環境となっています。プライベートな環境を確保し安全と安心にも十分に配慮したすばらしい生活環境となっています。子どもにとって監視されていると感じさせない工夫と運営を、今後も重ねていかれることを期待します。
- ・ 生活環境が10人以上の定員であることを考えると、トラブルが発生しやすいという側面もあります。6人前後の小規模ユニットを検討するなど、さらなる改善を期待いたします。
- ・ 一時保護所全体を統括する、経験と専門性の高い課長の下に、役割の異なる4つの係が、それぞれによく機能しているように思われました。児童指導員と看護師、心理士、学習指導員はそれぞれ専門性が高く、理念を共有し良いチームワーク作りを目指している姿が垣間見られました。
- ・ 複式学級や分教室経験者、特別支援教育経験者など、一時保護所の子どもの教育ニーズに応じた学習指導員を配置し、できる限り質の高い「授業」を届けたいという熱意が感じられます。また、長期化する子どもを一時保護委託にする動きも始まっており、一時保護所の入所期間が短縮傾向にあります。今後は閉鎖的な環境での一時保護を必要最小限にとどめ、なるべく開放的な一時保護環境において、通学を保障していくという一時保護ガイドラインの理念の実現に向けての取組みを期待します。
- ・ 一方、一時保護委託のような開放的な環境での一時保護が困難な子どもも一定数いることを考えると、一時保護所における子どもの教育ニーズに応じた、質の高い学習支援を今後も維持・発展させていくことも必要です。その意味では、在籍校・担任教師との連携が不可欠であり、学校との連携の窓口になっている学校連携職員の役割は非常に大きいと思います。今後とも、子どもの教育を受ける権利の保障に向けて、発展されることを期待します。

- ・ 一時保護所を4係に分けて機能的に実践することは、その反面、係間のコミュニケーション不足に陥る可能性があります。それぞれの係内での優れた実践、問題行動等に対する対応やユニークな取り組みなどを、一時保護所のすべての職員がお互いに学び共有できるような、仕組みが必要だと思います。研修は、外部講師を招き学ぶだけでなく、職員一人ひとりが講師となって実践報告や事例検討、研究報告をシェアするようなプログラムなども有効だと思います。
- ・ 一時保護所職員が日常的なケアの中で得られた子どもに関する情報は貴重なものです。この情報を児童相談所としての援助方針に反映させることは、子どもの今後の援助方針を決定する上においても、また、在宅での支援や施設措置・里親委託後の支援やケアの継続性という観点からも、重要なことです。援助方針会議や判定会議・ブロック会議等といった援助課が主宰する会議に一時保護所の係長や担当者が出来るだけ参加することは、書面以上の子どもの生の情報を共有し、子どもの最善の利益を考慮した援助方針を作成する上で有意義なことだと思います。援助課において援助方針を議論する際には、可能な限り一時保護所職員が出席できる機会を作り出されることを求めたいと思います。
- ・ 一時保護所職員は、一時保護期間は子どもの監護者でもあるので、嘱託医師の診察や医療機関の診察について、看護師のみならず一時保護所担当者も同席あるいは同行が望ましいと思われれます。また、医師の診断は、援助方針を早く決定し一時保護期間を短縮する上で重要なポイントであり、速やかに医師の診断が受けられるよう配慮していただきたいと思います。
- ・ 警察からの身柄付き通告に際し、子どもが警察から適切な説明を受けないままに緊急一時保護されるケースが多いようですが、今後、一時保護所から問題を提起し、警察とさらなる連携を強化して、一時保護となる子どもに対する対応等について協議が重ねられることを期待します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.15	一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	S
No.16	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	S
No.17	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	S
No.18	管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	A
No.19	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	A
No.20	各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	A
No.21	情報管理が適切に行われているか	B
No.22	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	B
No.23	職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	A
No.24	児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	C
No.25	職場環境としての法令遵守や環境改善に取組んでいるか	A
No.26	医療機関との連携が適切に行われているか	B
No.27	警察署との連携が適切に行われているか	C
No.28	施設や里親等との連携が図られているか	A
No.29	子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	C

第Ⅲ部 一時保護所の運営

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

- ・ 本一時保護所の理念は、経験と専門性に満ちた課長の下で職員に深く共有され、その実践においては、理念を具現化した多面的な児童支援を職員が日々行っています。生活面においては、私服利用を可とする方針や貸出衣服の自由選択、新品下着の供与、食事での味選択、複数設置された一般家庭と同様のユニットバス個別入浴、居室の個室化やテレビ設置、自由時間での一律ではない活動構成など、児童の意思を最大限に尊重した対応を行っています。さらに、江戸川区の独自の取り組みとして、生活訓練事業については、毎月1回1日に所外活動の一環として、児童養護施設に準じた小遣いを児童一人ひとりに与えた上で、職員と児童1～2人と欲しいもの（プラモデルや文具など）を買って私物として持つこと、また、貸し借りも認めることもできています。これらの取り組みは、理念にある「個の実情に応じた専門的対応」という個々の職員の高い支援能力の表れであり、児童にとっての社会的養護の入り口に求められる姿と言えるとともに、他の一時保護所が参考にできるもので、大変高く評価されます。
- ・ 学習については、複式学級経験を有するなど専門性を有した教員と小学校低学年・高学年・中学生以上の3クラスを配し、一時保護所として強く学習権の確保に努めています。しかし、内容が易しすぎるなど難易度についての要望が子どもから出ており、より一層、個の実情に応じた学習が望まれます。その上で、在籍校通学ができることを原則とした取り組みを期待します。
- ・ 児童の運動は、その成長・発達に応じたものが求められるとともに、一時保護所の閉鎖性から抱えるストレスの解消にも有効です。しかし、時間や内容について十分に確保されていると言い難く、活動時間の見直しや屋内外の活動場所の活用について検討されることを期待します。
- ・ 無断外出の可能性を想定して、居室の窓の開閉範囲による個別対応やベランダからの階下への出口案内表示がなされるなど、危険な無断外出を生まない仕組みが整えられています。往々にして、無断外出は「させてはいけない」という職員の意識により、行動制限の強化を招くところです。しかしながら、本一時保護所においては、権利擁護の観点から、行き過ぎた制限を避けるとともに、「児童の安全を最優先にすること」が図られたものであり、極めて高く評価されます。
- ・ 身近な親族等を失った子どもについては、その状況に応じたグリーフケアが求められるところです。特に親の自死目撃など重大事案の緊急保護の場合、保護所職員自身が動揺することなく、児童に適切に即応することが必要となるので、心理士等を交えた研修を持つことが望ましいと考えます。
- ・ 未就学児については、学齢児の騒々しさの影響を受けないようにフロアを分け、十分な保育スペースや生活環境、専門性の高い職員が配されるなどよりよいケアが行われています。なお、未就学児に権利や多様性の理解を促す絵本等の活用など、未就学児にふさわしい権利擁護の先駆的な取り組みを期待します。

- ・ 一時保護所の改善を進めるための第三者評価受審の連続活用、さらにその評価に向かい合う一時保護所職員の真摯な姿勢は、江戸川区児童相談所が子どもを第一に考えている実践であり、他の一時保護所が参考にすることができるものです。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.30	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	S
No.31	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	A
No.32	緊急保護は、適切に行われているか	C
No.33	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	A
No.34	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	A
No.35	食事が適切に提供されているか	A
No.36	子どもの衣服は適切に提供されているか	S
No.37	子どもの睡眠は適切に行われているか	S
No.38	子どもの健康管理が適切に行われているか	S
No.39	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	A
No.40	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	A
No.41	家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	B
No.42	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	A
No.43	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.44	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	S
No.45	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	A
No.46	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.47	被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	S
No.48	障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A
No.49	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A
No.50	無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	A
No.51	災害発生時の対応は明確になっているか	B
No.52	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
No.53	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	A
No.54	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	A

第IV部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

- ・ 問題行動や子ども間のトラブル防止の観点から、一時保護所においては管理的な集団処遇となる傾向がある中で、個々の子どものニーズに応じた丁寧な個別支援が行われており、また個別支援を行おうという理念が、個々の職員に定着しているように思われます。
- ・ 個々の子どものニーズに応じた個別支援を実践するという基本姿勢によって、子どもを集団のプログラムに当てはめるといった形態が少なくなり、一人ないし小人数での個別活動や集団活動という形で表れていました。
- ・ このことは、それだけ多くの人手が取られることを意味しますが、個別ケアを重視した理念に基づいた、必要な職員数が配置されているように思います。また、夜間の時間帯のケアにおいても、それぞれのセクションに必要な職員が配置されていました。
- ・ 夜間の身柄付きで入所してきた子どもに対しても目の届く十分なケアができる体制が取られており、緊急保護された子どもの戸惑いや不安、苛立ちなどに対して十分なケアが取れる体制が整えられているところは高く評価できます。
- ・ 子どもの行動観察やアセスメントはきめ細かに行われており、事務室での書面等での引き継ぎも行われています。一方で、一時保護後に新たな情報を児童福祉司や児童心理司が把握した場合には、一時保護所と児童福祉司・児童心理司間の共有のための意思疎通が不足しがちで、当該子どもに対する総合的なアセスメントに課題があるように思われます。フロアは違うものの同じ建物内の一時保護所であるメリットを活かし、定例の観察会議はもとより、児童福祉司や児童心理司、一時保護所担当職員など同じ児童に関わる職員が、常に情報共有や援助展開の連携を図っていくような、相互のコミュニケーションが密になっていくことが進むことを期待します。また、この点の重要性必要性を児童相談所全体で共有していただきたいと思います。
- ・ 観察会議が2週に1回であり、1ケースについて協議する時間も限られていました。個別支援を徹底していくとそれだけ人手が取られ、観察会議等で十分なケースについての協議を行う時間が確保しにくいかもしれませんが、可能な限り観察会議や随時のケースカンファレンス等を通じて、対面で情報や意見を交換し、よりきめ細かなアセスメントに心がけたいと更に質の高いケアが実践できると思われます。その際には、一時保護所の心理職、看護師、学習指導員のみならず、援助課の児童福祉司・児童心理司・嘱託医師も加わった多職種連携の協議を、多くの児童において行われることを期待します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.55	保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	C
No.56	関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	B
No.57	援助指針に沿った個別ケアを行っているか	A
No.58	一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか	A
No.59	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	A
No.60	観察会議が適切に実施されているか	A

第V部 一時保護の開始及び解除手続き

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護開始にあたっては、一時保護に至った経緯の確認、一時保護の目的、当面のめどについての説明を児童福祉司と子どもとの間だけでなく、一時保護職員（ケースによって可能であれば保護者も）も同席のもとで行うように取り組みつつありますが、今後、出来るだけ全件に対して行われることを期待します。 ・ 特に夜間の身柄付一時保護の場合には、児童福祉司と子どもが話し合う場に一時保護所職員が同席をすることは、子どもの納得度合いを一時保護所職員が実感をもって把握することができます。さらに、一時保護になった経緯を子ども側に立って一緒に聴くことで、一時保護所職員が児童福祉司と立場の異なる存在であることに、子どもが気づき理解できる機会であり、有意義なことと言えます。なお、当該話し合いは、一時保護後速やかに行われることが望ましいと思います。 ・ 個室活用による私物所持（持ち込みやお小遣いで購入をしたもの）の方針を有していることは、子どもの個性を尊重して自立心を高めるものといえ評価でき、他の一時保護所の参考になるものといえます。 ・ 一方で私物がない子どもに対して、日用品や着替え等豊富な準備がなされており、必要な支援が適切に行われています。特に、着替え等については、サイズはもちろんこと個々の子どもの好みをできる限り反映できるよう多様かつ新品同然な種類を取りそろえ、さらには子ども自らが選ぶことができるように配慮されています。今後も時代に合わせた衣類を子どもたちが選択することができるよう、支援に向けた準備がなされることを期待しています。 ・ 保護解除時の、子どもの所持物が確実に返還されるよう、所持物のリストアップや記載、返還時の確認、複数チェックなどマニュアルを見直すなど、適切な対応がなされています。 	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.61	保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	S
No.62	一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	A
No.63	保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	A
No.64	保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	A